

●有料道路ETC割引登録係における個人情報の取り扱いについて

有料道路ETC割引登録係の運営を行う東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）は個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、お客さまからの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げた事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

(1) 管理のための措置

- ・六会社は、六会社がそれぞれ定める個人情報保護規程にしたがって、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、内部管理体制の構築、運用及びシステムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重保護いたします。

(2) 個人情報の収集

- ・六会社は、有料道路における障害者割引（以下「障害者割引」といいます。）を適用するために、有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書やオンライン申請等で、氏名、生年月日、住所、電話番号、身体障害者手帳又は療育手帳の番号、自動車登録番号、車載器情報、ETCカード番号など、必要な個人情報を収集いたします。

(3) 個人情報の利用及び提供

- ・六会社は、収集したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。
 - ①障害者割引を適用するために利用する場合
 - ②障害者割引の適用に付随する業務に利用する場合
 - ③お客さまからのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
 - ④道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- ・六会社は、お客さまに関する個人情報を、次の場合を除き、お客さまご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
 - ①お客さまに所定のサービスを提供するために、お客さまのETCカードの発行クレジットカード会社又は障害者割引の適用がある六会社以外の有料道路管理者に必要最低限の情報を提供する場合
 - ②お客さまにご了承いただいたうえで第三者に提供する場合
 - ③法令により開示を求められた場合

(4) 個人情報の適正管理

- ・六会社は、障害者割引の適用に関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。
- ・六会社は、収集した個人情報が障害者割引の適用に必要ななくなった場合は、速やかに消去又は破棄いたします。
- ・六会社は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など個人情報の適切な管理を行います。

(5) 個人情報の処理に従事する者の責任

- ・障害者割引の適用に関して、個人情報の処理を行う職員、あるいは行った職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用いたしません。

(6) 個人情報の処理に関する外部委託

- ・六会社は、利用目的の範囲内の必要な事務を委託するために事務処理会社に個人情報を提供する場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、お客さまの個人情報の漏えい等ないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させます。

(7) 個人情報の開示とその訂正

- ・六会社は、自らが保有する個人情報ファイルの存在、概要等を明らかにいたします。また、お客さまから自ら個人情報の開示のお申し出があったときは、障害者割引の適用業務の遂行に著しい支障をおよぼす場合又は法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示いたします。
- ・六会社は、個人情報の開示を受けたお客さまから、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等のお申し出があったときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該お客さまに対して報告いたします。

(8) 個人情報の保護管理者

- ・六会社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。
- ・個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する職員の事務の範囲及びその責任を明確にいたします。

(9) ご意見対応

- ・六会社は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

(10) お問い合わせについて

- ・お客さまの個人情報に関する手続きのお問い合わせについては、有料道路ETC割引登録係（045-477-1233、受付時間：平日9時～17時）でお受けいたします。